

新潟県農産園芸費 補助金等交付要綱

令和4年7月

新潟県農林水産部農産園芸課

目 次

I	新潟県農産園芸費補助金等交付要綱	1
	(別表〔補助事業、補助対象経費、補助率、軽微な変更〕)	14
II	別記様式	
1	第1号様式(補助金交付申請書)	29
2	第1号様式の2(変更交付申請書)	79
3	第2号様式(計画変更承認申請書)	80
4	第3号様式(事業の中止・廃止承認申請書)	81
5	第4号様式(遂行状況報告書)	82
6	第5号様式(実績報告書)	83
7	第6号様式(消費税等相当額報告書)	84
8	第7号様式(概算払請求書)	86

I 新潟県農産園芸費補助金等交付要綱

新潟県農産園芸費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、農業の振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体が行う別表に掲げる事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生じると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとするが、第5の規定により、事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

- 2 前項の申請書を提出するにあたって、各事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（変更の承認申請）

- 第 5 第 3 の(1)又は(2)の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

- 第 6 第 3 の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に定める。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第 7 第 3 の(3)の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

- 第 8 第 3 の(4)の規定により、知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を作成し、知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

- 第 9 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

- 第 10 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において、別記第 4 号様式により事業遂行状況報告書を作成し、翌月 10 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 13 の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもって代えることができる。

- 2 前項にかかわらず、次の事業に係る状況報告は、交付金の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において作成し、翌月 15 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 13 の規定による概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(1) 新潟県環境保全型農業直接支払交付金

(2) 日本型直接支払推進交付金

(実績報告書)

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認める場合は、その期日を繰り下げることがある。
- 3 第4の(2)ただし書きにより交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4の(2)ただし書きにより交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第6号様式による消費税等仕入控除額報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(県規則第13条の規定による確定をいう。)の日の翌年5月31日までに、同様式により県知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第12 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概算払)

第13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。ただし、事業の要領等において別に定めている場合は、この限りではない。

(書類の提出部数及び経由)

第14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。ただし、事業の要領等において別に定めている場合は、この限りではない。

- 2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き、所轄する地域振興局長を経由しなければならない。

(雑則)

第15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。
- 2 新潟県農産普及費補助金交付要綱（昭和55年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年10月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年6月7日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年12月16日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成6年7月4日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年2月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年6月6日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年5月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月9日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年4月5日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 12 年 5 月 2 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日付け農園第 20 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 11 月 26 日付け農園第 315 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日付け農園第 12 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 2 月 25 日付け農園第 396 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 2 月 25 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日付け農園第 404 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 3 月 24 日から実施する。
- 2 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日付け農園第 126 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 4 月 3 日付け農園第 3 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 4 月 2 日付け農園第 3 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け農園第 4 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日付け農園第 24 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 7 月 10 日付け農園第 172 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日付け農園第 51 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日付け農園第 11 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日付け農園第 285 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 9 月 6 日付け農園第 370 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 9 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 2 月 24 日付け農園第 791 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 2 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 4 月 13 日付け農園第 61 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 5 月 8 日付け農園第 115 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 24 年 5 月 8 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 4 月 2 日付け農園第 22 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 4 月 2 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 5 月 16 日付け農園第 177 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 11 月 8 日付け農園第 602 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 11 月 8 日から施行し、平成 25 年 5 月 16 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日付け農園第 99 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 6 月 9 日付け農園第 197 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日付け農園第 9 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 14 日付け農園第 246 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 28 年 6 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日付け農園第 8 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 10 月 13 日付け農園第 602 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 5 月 16 日付け農園第 159 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 18 日付け農園第 1049 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日付け農園第 98 号）

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 2 日付け農園第 597 号）

- 1 改正後の要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 5 月 19 日付け農園第 177 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 10 月 26 日付け農園第 636 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日付け農園第 670 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日付け農園第 962 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 5 月 13 日付け農園第 176 号）

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和４年１月６日付け農園第 895 号）

- 1 改正後の要綱は、令和４年１月６日から施行し、令和３年１２月２１日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月７日付け農園第 1096 号）

- 1 改正後の要綱は、令和４年３月７日から施行し、令和４年２月２５日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和４年４月１４日付け農園第 100 号）

- 1 改正後の要綱は、令和４年４月１４日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則（令和４年７月２０日付け農園第 415 号）

- 1 改正後の要綱は、令和４年７月２０日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
4	樹園地等の経営資産の円滑な継承事業		新規取組者へ生産性の高い樹園地を円滑に継承するために行う新改植に追加して実施する生産性向上に係る以下の取組に要する経費 (1) 園地診断（土壌分析等） (2) 生産性向上技術（ジョイント栽培など）等の導入 (3) 土壌排水性の改善（暗渠洗浄作業、耕盤破碎等） (4) 果樹棚の修繕 (5) 防風設備の修繕等	定額（新・改植実施園地の面積に以下の取組ごとの助成単価を乗じて得た額の合計とする。 ただし、複数取組を実施する場合は、10aあたり100千円を上限とする。） 左記（1）の取組 15千円/10a 左記（2）の取組 30千円/10a 左記（3）の取組 30千円/10a 左記（4）の取組 40千円/10a 左記（5）の取組 22千円/10a	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置箇所の変更	11月30日
5	園芸生産・流通対策事業		県内産地全域を事業区とする園芸（葉たばこ、花き、果樹）振興団体が、園芸生産振興事業（生産振興・流通改善・消費拡大等の事業）に要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 事業内容の一部廃止	11月30日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
6	園芸拡大農地フル活用事業	水田及び畑地活用園芸生産	<p>農地所有適格法人、農業者等の組織する団体や農業協同組合等が行う、次に掲げる活動に要する経費</p> <p>1 水田や遊休畑等を活用して園芸生産するための機械・設備の整備に要する経費</p> <p>2 水田において稲等跡での園芸栽培をするために必要な初度的経費</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内</p> <p>ただし、左記において要領の規定による水田高度利用以外の場合は次のとおりとする</p> <p>【一般地域】 3/10以内</p> <p>【中山間地域】 1/3以内</p> <p>※一般・中山間地域は、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱の規定による。</p>	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更	11月30日
		水稻育苗ハウス活用園芸生産	<p>農地所有適格法人、農業者等の組織する団体や農業協同組合等が、水稻育苗ハウスの活用による園芸導入・拡大に必要な設備等の整備に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内</p>			

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
7	大規模園芸産地創出事業	ほ場整備 連携大規模園芸産地育成	農地所有適格法人、農業者の組織する団体や農業協同組合等が行う、次に掲げる活動に要する経費 1 大規模園芸産地の育成に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備 2 大規模園芸産地の育成に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備 3 大規模園芸産地の集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設及びその附帯設備の整備 4 大規模園芸産地の集荷・流通体制の構築に必要なリース用機械・施設及びその附帯設備の整備	1 国補事業と併せて補助する場合 当該事業に要する経費の1/10以内 ただし、市町村が事業費の一部を助成又は負担する場合には限ることとし、補助率等は以下(1)、(2)のとおりとする (1) 市町村以外の者が事業主体となる場合、県の補助率は、原則、市町村と同率とし、補助額の上限は活用国補事業の補助対象経費の1/10以内、もしくは50,000千円のいずれか低い方とする 市町村が事業主体となる場合、県の補助額の上限は、実施国補事業の補助対象経費の10分の1以内、市町村の負担額又は50,000千円のいずれか低い方とする (2) ただし、実施国補事業における国の実補助額が、当該事業の要綱等で定める補助率に基づいて算定された補助上限額を下回る場合、県補助額は50,000千円を上限として、次の算式に基づく額とする 県補助額 ≤ 要綱等で定める補助率に基づく国の補助上限額 - 国の実補助額 + (1)で定める額 2 国補事業の補助を活用できない場合 当該事業に要する経費の1/2以内 ただし、市町村が事業費の一部を助成又は負担する場合には限る	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の30%を超える増減 2 1～3の補助対象経費相互間における各配分額の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更	11月30日
		機械化・施設化園芸産地育成	農地所有適格法人、農業者の組織する団体や農業協同組合等が行う、次に掲げる活動に要する経費 1 機械化一貫体系の導入に必要な機械及び施設の整備 2 施設園芸団地の形成に必要な機械及び施設の整備 3 園芸産地の集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設の整備に要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所又は設置場所の変更	

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
7	大規模園芸産地創出事業	1億円産地課題解決支援	産地育成計画を策定した産地及び農業協同組合等が行う、産地の生産拡大・販売拡大に係る課題解決に向けた次に掲げる取組に要する経費 1 担い手確保 2 生産基盤の強化 3 労働力の確保、省力化の対応 4 先進技術の導入 5 販路の開拓 6 加工・業務への対応 その他、生産・販売の拡大に必要な取組	当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 事業実施地区の変更	11月30日
8	埋設農薬適正処理事業		市町村等が行う、埋設農薬の掘削及び無害化处理、その他残さ分析調査等適正な処理に必要な対策費	当該事業に要する経費の3/4以内 (農薬メーカー保管の農薬を事業対象とする場合1/2以内)		次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の変更又は廃止	11月30日
9	新潟県環境保全型農業直接支払交付金		環境保全型農業直接支払交付金実施要綱(令和2年3月31日付け元生産第2663号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第1の5により市町村が対象農業者団体等に対して交付金を交付するために要する経費	当該取組を実践した面積に、国と地方公共団体の交付単価を乗じた額の3/4以内	次に掲げる変更以外の変更 国交付金の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 国交付金の増 2 国交付金の30%を超える減	各四半期(第4四半期を除く)の末日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
10	日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）	市町村推進事業	市町村が行う、次に掲げる事務に要する経費 1 促進計画の策定 2 農業者団体等を対象とした説明会の開催、農業者団体等に対する事業計画の作成及び変更に関する指導、事業計画の審査・認定、交付金の交付手続き、農業者団体等が行う推進活動へのアドバイザー派遣 3 環境保全型農業直接支払交付金による活動の実施状況の確認に係る事務 4 その他環境保全型農業直接支払交付金の実施に必要な事項	定額		次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設又は廃止	各四半期（第4四半期を除く）の末日
		推進組織推進事業	推進組織が行う、次に掲げる事務に要する経費 1 農業者や関係者等に対する助言・指導 2 環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となる取組の実施状況等の確認に係る事務 3 その他推進事業の実施に必要な事項	定額		次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の新設又は廃止 2 実施主体の変更	各四半期（第4四半期を除く）の末日
11	園芸産地における事業継続強化対策事業		園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に係る経費 2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費 （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費 （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費	定額 定額 当該事業に要する経費の1/2以内		次に掲げる変更以外の変更 1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	12月31日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
12	水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）	園芸作物導入促進事業	<p>持続的生産強化対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け元生産第1707号農林水産事務次官依命通知（以下、「持続的生産強化対策事業実施要綱」という。））別紙1の第2の2で定められた事業に係る次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 産地の合意形成に向けた取組 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組 	定額	次に掲げる変更以外の変更 左記経費の欄の1と2の経費の相互間における経費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設、中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	12月31日
		園芸作物転換強化事業	<p>持続的生産強化対策事業実施要綱の別紙1の第2の2で定められた事業に係る次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 産地の合意形成に向けた取組 栽培技術の確立等に向けた取組 機械・施設のリース方式による導入等の取組 	<p>左記1、2及び3のうち新植果樹の適正管理体制の導入、及び栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催に係る経費</p> <p>定額</p> <p>左記取組のうち、上記以外の取組に要する経費の1/2以内</p>	次に掲げる変更以外の変更 左記経費の欄の1、2及び3の経費の相互間における経費の30%を超える増減		
13	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（需要創出・拡大整備支援事業）		<p>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知（以下、「水田リノベーション事業実施要綱」という。））第2の2で定められた事業に係る次に掲げる経費</p> <p>需要の創出・拡大に向けて輸出等に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切り替えのために必要となる機械・施設の整備を水田リノベーション事業実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p>	定額 （事業費の1/2以内）		次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更	12月31日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
14	水田麦・大豆産地生産性向上事業		<p>水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知)別表1に定められた、農業者の組織する団体等が取り組む1～3の事業に係る次に掲げる経費</p> <p>1 団地化推進 団地化を進めるための推進等の取組</p> <p>2 営農技術の導入 課題解決に向けて下記の先進的な営農技術を導入する取組</p> <p>(1) 湿害対策技術の導入 (2) 高度湿害対策技術の導入 (3) 効率的播種技術の導入 (4) 先進技術の導入 (5) 土壌診断に基づく土づくり (6) 麦種に応じた最適な追肥の実施 (7) 需要に応じた新品種等の導入 (8) 畑地化に向けた新たな輪作体系の確立 (9) 化学肥料の低減 (10) 化学農薬の低減 (11) ドローンによる生産の高度化・省力化 (12) 地域特認技術(大豆における被覆尿素肥料の施用)</p> <p>3 機械・施設の導入等 生産性向上及び成果目標の達成に必要な機械・施設の導入の取組</p>	<p>1は定額(交付対象水田面積に応じた下記の上限額以内)</p> <p>50ha未満:500千円 50ha以上150ha未満:1,000千円 150ha以上:1,500千円)</p> <p>2はメニューに応じた定額(複数取り組む場合は助成単価の合計額が15,000円/10a以内とする)</p> <p>(1) 2,000円/10a ※最大2つまで取り組むことが可能 (2) 3,000円/10a (3) 5,000円/10a (4) 10,000円/10a (5) 3,000円/10a (6) 3,000円/10a (7) 7,500円/10a (8) 7,500円/10a (9) 1,000円/10a (10) 1,000円/10a (11) 5,000円/10a (12) 2,000円/10a</p> <p>3は本体価格の1/2以内、リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>左記経費の欄の1から3までの経費の相互間における国庫補助金の30%を超える増減</p> <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業の新設、中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>	11月30日	
15	藪刈り払い等地域環境整備支援事業		<p>市町村、市町村有害鳥獣対策協議会、市町村が主体となっている団体が、野生鳥獣の出没を防止するために藪刈り払い等の地域環境整備に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2以内</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所の変更</p>	11月30日
16	転換作物拡大緊急支援事業		<p>1 作付転換緊急支援事業 農業者が令和4年産に向けて非主食用米等へ作付転換を行う取組に要する経費</p> <p>2 地域農業再生協議会作付転換推進費 上記1の取組に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>事業費の30%を超える増減</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業内容の中止又は廃止 2 事業主体の変更</p>	11月30日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
17	葉たばこ作付転換緊急対策事業	葉たばこ作付転換緊急対策支援事業	葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和3年12月21日付け3農産第2272号農林水産事務次官依命通知(以下、「葉たばこ作付転換交付要綱」という。))第4及び第8で定められた取組のうち、次に掲げる経費 1 葉たばこ作付転換対策推進事業 ① 地区推進事業 ② 農業用機械等リース支援事業 2 附帯事務費	定額、1/2(ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が定める率)とする。	次に掲げる変更以外の変更 1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減 2 葉たばこ作付転換交付要綱別表1の事業内容欄の1の(1)に定めるそれぞれの事業における事業費又は国庫補助金の経費の相互における30%を超える増減 3 葉たばこ作付転換交付要綱別表2の経費の欄の1の(2)と2の相互間における経費の増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減	12月31日
		葉たばこ作付転換緊急対策施設整備支援事業	葉たばこ作付転換交付要綱第4及び第8で定められた取組のうち、次に掲げる経費 1 葉たばこ作付転換対策整備事業 2 附帯事務費	定額、1/2(ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が定める率)とする。			
		葉たばこ廃作農地転換確立事業	農地所有適格法人、農業者等の組織する団体や農業協同組合等が行う、次に掲げる活動に要する経費 1 葉たばこ廃作地を活用して園芸生産するための機械・設備の整備に要する経費 2 葉たばこ廃作地で園芸生産をするために必要な初度的経費	当該事業に要する経費の1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 施行箇所は設置場所の変更	11月30日
18	新潟米生産スマート化推進事業	1 スマート技術実践支援 農地所有適格法人が行う「省力化」と「生産力向上」に関するスマート技術の実践に要する経費	定額 2,200円/10a以内(補助上限額1,000千円)	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の変更 2 事業内容の新設又は廃止	11月30日	
		2 スマート技術導入支援 農地所有適格法人が新たなスマート技術を導入するために要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内(対象経費500千円未満)				

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
19	カーボンニュートラル新潟農業事業	推進体制整備	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア 持続的な食料システム構築に関する計画の策定 イ 専門指導員の育成・確保	定額	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の30%を超える減	12月31日
		有機農業産地づくり推進	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費の交付に要する経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	定額、2分の1以内(機械リースについては2分の1以内とする。)			
		バイオマス地産地消の推進	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア 事業化の推進 イ 効果促進対策 ウ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 エ バイオ液肥散布車の導入	2分の1以内 定額 定額 2分の1以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間における30%を超える増減		
		グリーンな栽培体系への転換サポート	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費	定額			
		SDGs対応型施設園芸確立	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費の交付に要する経費 ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術の実証 オ 省エネ機器設備・資材の導入	定額 定額 定額 定額 2分の1以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間における30%を超える増減		
		スマート農業産地展開支援	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費	定額、2分の1以内(機械リースについては2分の1以内とする。)			

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
19	カーボンニュートラル新潟農業事業	地域循環型エネルギーシステム構築	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア 営農型太陽光発電のモデル的取組支援 イ 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援	定額、2分の1以内 定額	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は交付金の増	12月31日
		バイオマス地産地消施設整備	みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費及び同経費の交付に要する経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	2分の1以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費又は交付金等の経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減	4 事業費又は交付金の30%を超える減	
20	有害鳥獣捕獲圧強化支援事業		イノシシについて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。）第4条の規定に基づき市町村が作成する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）で定める捕獲計画数を超える有害捕獲を行う捕獲従事者に対して支払う成果報酬に要する経費又はイノシシについて、被害防止計画で定める捕獲計画数を超える有害捕獲を行う捕獲従事者に対して支払う成果報酬に要する経費に対し、市町村が補助するのに要する経費	定額 （上限単価7,000円/頭）	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止	11月30日
21	麻酔銃猟に係る機器等の導入		野生鳥獣による人身被害等の発生防止に向けた麻酔銃猟に必要な機器等の新たな導入又は新たな使用用途のための導入に要する経費	定額 （上・中・下越各地区あたり2,000千円上限）	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止	11月30日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
22	スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業	一括発注タイプ	スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知（以下、「交付等要綱」という。））第3で定められた事業に係る次に掲げる経費		次に掲げる変更以外の変更 経費ごとの相互間における経費の増減	次に掲げる変更以外の変更 1 補助事業者の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 成果目標の変更 4 補助事業費の増額又は3割を超える減額	12月31日
			1 一括発注タイプ 機械の一括発注により、農機具店等の機械調達先との価格交渉を通じて、機械の導入価格を低減させる取組	当該事業に要する経費の1/2以内（1 農業者等当たり1,000万円を上限とする）、2/3以内（1 農業者等当たり1,500万円を上限とする） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日付け3農産第1877号農林水産省農産局長通知）第4の定めるところによるものとする。			
		2 技術カスタマイズ支援タイプ 上記1の取組を実施する際の、営農条件を踏まえた機械のカスタマイズ	定額				
		共同利用タイプ	交付等要綱第3で定められた事業に係る次に掲げる経費 複数の農業者等による機械の共同利用	当該事業に要する経費の1/2以内			

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
23	園芸産地化ステップアップ事業		農地所有適格法人、農業者等の組織する団体等が行う次に掲げる活動に要する経費 1 園芸品目の試験栽培の排水対策等を行うために必要な経費 2 園芸品目の試験栽培の土壌改良を行うために必要な経費	当該事業に要する経費の1/2以内 (補助上限額40千円/10a、120千円/地区)	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更	11月30日
24	施設園芸セーフティネット加入促進事業		令和4事業年度施設園芸セーフティネット構築事業に申請する団体等がセーフティネット資金の積立に要する経費のうち、次に掲げる経費 1 新たに加える農業者が積立を行うために必要な経費 2 令和3事業年度に加入済みの農業者が前年度より上位の積立方式で積立を行うために必要な経費	1/2以内	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業主体の変更 2 事業主体の構成農業者の変更	12月31日
25	環境保全型農業拡大緊急支援事業		市町村が行う特別栽培農産物の作付面積拡大に係る有機質肥料等の購入費への支援に要する経費	定額 (上限単価6,000円/10a)	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	12月31日
26	県産大豆等作付拡大緊急支援事業		1 作付拡大緊急支援事業 農業者が令和5年産の大豆等の作付拡大を行う取組に要する経費 2 地域農業再生協議会作付拡大推進費 上記1の取組に要する経費	定額 (上限単価10,000円/10a) 定額	次に掲げる変更以外の変更 事業費の30%を超える増減	次に掲げる変更以外の変更 1 事業内容の中止又は廃止 2 事業主体の変更	11月30日

番号	補助事業	事業種目	補助の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
					経費配分の変更	事業内容の変更	
27	国産小麦産地生産性向上事業		<p>国産小麦産地生産性向上事業補助金交付等要綱(令和4年4月28日付け4農産第546号農林水産事務次官依命通知)別表1に定められた、農業者の組織する団体等が取り組む1～4の事業に係る次に掲げる経費</p> <p>1 団地化推進 団地化を進めるための推進等の取組</p> <p>2 営農技術の導入 課題解決に向けて下記の先進的な営農技術を導入する取組</p> <p>(1) 湿害対策技術の導入 (2) 高度湿害対策技術の導入 (3) 効率的播種技術の導入 (4) 先進技術の導入 (5) 土壌診断の実施 (6) 小麦等の品種に応じた最適な追肥の実施 (7) 需要に応じた新品種等の導入 (8) 畑地化に向けた新たな輪作体系の確立 (9) 土壌改良資材や有機資材等を活用した土づくりの推進 (10) 化学肥料の低減 (11) 化学農薬の低減 (12) ドローンによる生産の高度化・省力化 (13) ブロックローテーションに係る取組の実施 (14) 裏作麦の導入に係る品種転換等による作付体系の確立</p> <p>3 機械・施設の導入等 生産性向上及び成果目標の達成に必要な機械・施設の導入の取組</p> <p>4 小麦等の生産拡大の推進 小麦等を生産拡大する取組</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更 左記経費の欄の1から4までの経費の相互間における国庫補助金の30%を超える増減</p> <p>1 は定額(交付対象水田面積に応じた下記の上限額以内 50ha未満:500千円 50ha以上150ha未満:1,000千円 150ha以上:1,500千円)</p> <p>2 はメニューに応じた定額(複数取り組む場合は助成単価の合計額が15,000円/10a以内とする)</p> <p>(1) 2,000円/10a ※最大2つまで取り組むことが可能 (2) 3,000円/10a (3) 5,000円/10a (4) 10,000円/10a (5) 5,000円/10a (6) 3,000円/10a (7) 7,500円/10a (8) 7,500円/10a (9) 3,000円/10a (10) 1,000円/10a (11) 1,000円/10a (12) 5,000円/10a (13) 4,500円/10a (14) 3,500円/10a</p> <p>3 は本体価格の1/2以内、リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内</p> <p>4 は定額(作付けの増加面積に応じて10,000円/10a) ※事業メニュー欄2又は3に取り組むこと</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更</p>	11月30日	

Ⅱ 別記様式

1 第1号様式（補助金交付申請書）

(1) 経営所得安定対策推進事業	29
(2) 新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業	31
(3) 主要農作物種子生産・供給対策支援事業	33
(4) 樹園地等の経営資産の円滑な継承事業	35
(5) 園芸生産・流通対策事業	37
(6) 園芸拡大農地フル活用事業	39
(7) 大規模園芸産地創出事業	41
(8) 埋設農薬適正処理事業	43
(9) 新潟県環境保全型農業直接支払交付金	45
(10) 日本型直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)	48
(11) 園芸産地における事業継続強化対策事業	51
(12) 水田農業高収益作物導入推進事業	54
(13) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業(需要創出・拡大整備支援事業)	56
(14) 水田麦・大豆産地生産性向上事業	58
(15) 藪刈り払い等地域環境整備支援事業	60
(16) 転換作物拡大緊急支援事業	62
(17) 葉たばこ作付転換緊急対策事業	64
(18) 新潟米生産スマート化推進事業	66
(19) カーボンニュートラル新潟農業事業	68
(20) 有害鳥獣捕獲圧強化支援事業	70
(21) 麻酔銃猟条件整備支援事業	72
(22) スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業	74
(23) 園芸産地化ステップアップ事業	76
(24) 施設園芸セーフティネット加入促進事業	77-2
(25) 環境保全型農業拡大緊急支援事業	77-4
(26) 県産大豆等作付拡大緊急支援事業	77-6
(27) 国産小麦産地生産性向上事業	77-8
○ 第1号様式別表(事業主体における納税対応状況表)〔各事業共通様式〕	78
2 第1号様式の2(変更交付申請書)〔各事業共通様式〕	79
3 第2号様式(計画変更承認申請書)〔各事業共通様式〕	80
4 第3号様式(事業の中止・廃止承認申請書)〔各事業共通様式〕	81
5 第4号様式(遂行状況報告書)〔各事業共通様式〕	82

6	第5号様式（実績報告書）〔各事業共通様式〕	8 3
7	第6号様式（消費税等相当額報告書）〔各事業共通様式〕	8 4
8	第7号様式（概算払請求書）〔各事業共通様式〕	8 6

第1号様式（交付申請書（その1））

年度経営所得安定対策推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	地区名	事業主体	経費区分	事業費	補助事業に要する（要した）経費 (A)+(B)+C ()	負担区分			備考
						国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	その他() (C)	
			謝金		円	円	円	円	
			旅費						
			賃金及び 共済費						
			事務等 経費						
			委託費						
			助成費						
計									

注 事業実施主体ごとに作成すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分		本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
				増	減	
市町村費		円	円	円	円	
協議会事業費						
計						
内 訳	国庫補助金					
	市町村費					
	協議会負担					
	その他()					

注 備考欄に農業再生協議会名を記載すること（ただし、「農業再生協議会」を省略できる）。

(2) 支出の部

区分		本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
				増	減	
市町村費		円	円	円	円	
協議会事業費						
計						

注 備考欄に農業再生協議会名を記載すること（ただし、「農業再生協議会」を省略できる）。

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その2））

年度新たな米政策対応・新潟米総合生産対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
				県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)		
新たな米政策推進活動支援事業		需要に応じた米生産取組支援	円	円	円	円		
		県農業再生協議会活動支援						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
新たな米政策推進活動支援事業	円	円	円	円	
事業費					
事業費補助金					
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その3））

年度主要農作物種子生産・供給対策支援事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	事業費	補助事業に 要する（要 した）経費 （A）＋（B）	負担区分		施行 時期	備考
			県補助金 （A）	事業主体 （B）		
	円	円	円	円		
小 計						
小 計						
計						

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
主要農作物種子 生産・供給対策 支援事業費	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その4））

年度樹園地等の経営資産の円滑な継承事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	地区名	事業実施主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
					県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)		
樹園地等の経営資産の円滑な継承事業				円	円	円	円		
計									

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
樹園地等の経営資産の円滑な継承事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その5））

年度園芸生産・流通対策事業費
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	事業費 (A)+(B)	負担区分		施行時期	備考
		県補助金 (A)	団体負担 (B)		
小計					
小計					
計					

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
団体負担					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別記様式（事業主体における納税対応状況表）を添付

第1号様式（交付申請書（その6））

年度園芸拡大農地フル活用事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	地区名	事業実施主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考	
					県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)			
園芸拡大農地フル活用事業 (事業種目)			水田及び畑地活用園芸生産（機械・設備整備支援）	円	円	円	円			
			水田及び畑地活用園芸生産（園芸栽培初度的経費支援）							
			水稲育苗ハウス活用園芸生産							
計										

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
園芸拡大農地フル活用事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その7））

年度大規模園芸産地創出事業（【事業区分名】）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	地区名	事業実施主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				施行時期	備考
					国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)		
【事業区分】				円	円	円	円	円		
計										

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国補助金	円	円	円	円	
県補助金					
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
【事業区分】	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その8））

年度 埋設農薬適正処理事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 経費の配分及び負担区分

区分	事業主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	補助事業 に要する (又は要 した)経 費 (A)+(B)+ (C)+(D)	負担区分				備考
					県補助 金 (A)	市町村 費 (B)	受益者 負担 (C)	その他 (D)	
埋設 農薬処 理事業			円	円	円	円	円	円	
合計									

注) 1 間接補助事業者が実施するものがある場合には、補助事業者が直接実施するもの、間接補助事業者実施するものとの別を記載する。

2 備考欄には、事業主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
埋設農薬処理事業費	円	円	円	円	
合計					

3 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）を添付

5 添付書類

事業の一部又は全部を委託する場合にあっては、委託契約書の写しを添付（実績報告に限る。）

第1号様式(交付申請書(その9))

年度新潟県環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

番 年 月 号
日

新潟県知事 様

補助事業者名

代表者職氏名

00年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則
第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業計画及びその内容（又は実績）

交付申請件数（実件数）		取組者数（実人数）	
-------------	--	-----------	--

【取組の内訳】

支援対象取組		交付申請件数	支援対象面積（a）	交付金額※4（円）
全国共通取組	堆肥の施用※1※2 （基本単価）			
	堆肥の施用※1※2 （特例単価）			
	カバークロープ※1			
	リビングマルチ※1			
	リビングマルチ※1 （小麦、大豆、イタリアンライグラスの種子を使用する場合）			
	草生栽培※1			
	不耕起播種※1			
	長期中干し※1			
	秋耕※1			
	有機農業 （生産局長が別に定める作物以外で炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※3）			
	有機農業 （生産局長が別に定める作物以外）			
	有機農業 （生産局長が別に定める作物）			
	小計（a）			
地域特認取組	冬期湛水管理※1 （有機質肥料施用、畦補強等実施）			
	冬期湛水管理※1 （有機質肥料施用、畦補強等未実施）			
	冬期湛水管理※1 （有機質肥料未施用、畦補強等実施）			
	冬期湛水管理※1 （有機質肥料未施用、畦補強等未実施）			
	江の設置※1 （作溝実施）			
	江の設置※1 （作溝未実施）			
	炭の投入※1			
	小計（b）			
合計※3 （a+b）				

※1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と組み合わせた取組

※2 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用

※3 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること

※4 国・県・市町村費の合計額

※5 延べ件数

2 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	交付金 （A）+（B）	事業費 （A）+（B）+（C）	負担区分			備考
			国交付金（A）	県補助金（B）	市町村費（C）	
環境保全型農業直接支払交付金		円	円	円	円	

3 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
国交付金	円	円	円	円	
県補助金					
市町村費					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
環境保全 型農業直 接支払交 付金	円	円	円	円	
合 計					

4 事業完了予定（又は事業完了）年月日
年 月 日

5 事業主体における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その10））

年度 日本型直接支払推進交付金
（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業） 交付申請書

番 年 月 号 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

(市町村推進事業)

1 市町村推進事業実施計画（又は実績）

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項	(策定期間) 年 月 (活動内容) (確認時期及び確認件数) 月 件数 (活動内容)	着手(予定)年月日 年 月 日

2 経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分		備 考
		国交付金	市町村補助金等	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項				
合 計				

3 事業完了予定（又は事業完了）年月日

年 月 日

4 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 国交付金 2. その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他の推進事業 の実施に必要な事項					
合 計					

注：精算額が予算額を超過した場合、超過分については自己負担とすること。

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

(推進組織推進事業)

1 推進組織推進事業実施計画 (又は実績)

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項	(策定期間) 年 月 (活動内容) (確認時期及び確認件数) 月 件数 (活動内容)	着手(予定)年月日 年 月 日

2 経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	負担区分		備 考
		国交付金	市町村補助金等	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他推進事業の 実施に必要な事項				
合 計				

3 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

年 月 日

4 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 国交付金 2. その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
1. 促進計画の策定 2. 推進・指導等 3. 確認事務 4. その他の推進事業 の実施に必要な事項					
合 計					

注：精算額が予算額を超過した場合、超過分については自己負担とすること。

5 事業主体における納税対応状況

別紙様式 (事業主体における納税対応状況表) 添付

第1号様式（交付申請書（その11））

年度園芸産地における事業継続強化対策事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

注 園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号に準じて作成すること。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体 名	事業 内容	事業費	補助事業に 要する（要 した） 経費	負担区分			施 行 時 期	備 考
					国庫 補助金	事業 主体	その他 （ ）		
園芸産地 における 事業継続 計画の検 討及び策 定、非常 時の協力 体制の整 備			円	円	円		円		
園芸産地 における 事業継続 計画の実 践（自力 施工等 の技能 習得、 災害復 旧の実 証）									
園芸産地 における 事業継続 計画の実 践（既存 ハウスの 補強等 の被害 防止対 策）									
計									

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他（ ）					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
園芸産地における事業 継続計画の検討及び策 定、非常時の協力体制の 整備					
園芸産地における事業 継続計画の実践(自力施 工等の技能習得、災害復 旧の実証)					
園芸産地における事業 継続計画の実践(既存ハ ウスの補強等の被害防 止対策)					
計					

3 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式 (事業主体における納税対応状況表) 添付

第1号様式（交付申請書（その12））

年度水田農業高収益作物導入推進事業（【事業区分名】）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

注 持続的生産強化対策事業費補助金等交付要綱（令和2年4月1日付け元生産第2143号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号に準じて作成すること。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

区 分	事業主 体名	事業 内容	事業費	補助事業に 要する（要 した） 経費	負担区分			施 行 時 期	備 考
					国庫 補助金	事業 主体	その他 （ ）		
			円	円	円		円		
【事業区分】		【取組内容】							
計									

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他（ ）					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (うち国庫補助金) (本年度精算額)	前年度予算額 (うち国庫補助金) (本年度予算額)	比較増減（うち国庫補助金）		備 考
			増	減	
【事業区分】	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

6 添付資料

- (1) リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (2) その他交付決定者が必要とする資料

第1号様式（交付申請書（その13））

年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業
（需要創出・拡大整備支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名	事業費	補助事業 に要する (要した) 経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				国庫補助 金 (A)	事業主体 負担 (B)	その他 () (C)	
新市場開拓に向け た水田リノベーシ ョン事業 (需要創出・拡大 整備支援事業)		円	円	円	円	円	
計							

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体負担					
その他 ()					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
新市場開拓に向け た水田リノベーシ ョン事業 (需要創出・拡大 整備支援事業)	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その14））

年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
（又は取組主体名）
代表者職氏名

年度において、（令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容により、）別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

注 取組主体が交付申請する場合は（ ）内を記載

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名（又は取組主体名）	事業内容	事業費	補助事業に要する（要した）経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
					国庫補助金 (A)	事業主体負担 (B)	その他 () (C)	
水田麦・大豆産地生産性向上事業		団地化推進	円	円	円	円	円	
		営農技術の導入						
		機械・施設の導入等						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

注 「機械・施設の導入等」の事業内容を取組主体が別に交付申請する場合はその旨を備考欄に記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体負担					
その他 ()					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
水田麦・大豆産地生産性向上事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体（取組主体）における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その15））

年度藪刈り払い等地域環境整備支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
		県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)		
小計						
小計						
合計						

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
団体負担					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別記様式（事業主体における納税対応状況表）を添付

第1号様式（交付申請書（その16））

年度転換作物拡大緊急支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C) 円	負担区分			施行時期	備考
				県補助金 (A) 円	事業主体負担 (B) 円	その他 (C) 円		
転換作物拡大緊急支援事業		作付転換緊急支援事業						
		地域農業再生協議会作付転換推進費						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
県補助金					
事業主体負担					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
転換作物拡大緊急支援事業					
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その17））

年度葉たばこ作付転換緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	地 区 名	事業実施主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備 考
					県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)		
葉たばこ作付 転換緊急対策 事業			葉たばこ作付 転換緊急対策 支援事業	円	円	円	円		
			葉たばこ作付 転換緊急対策 施設整備支援 事業						
			葉たばこ廃作 農地転換確立 事業						
計									

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
葉たばこ作付転換緊急対策事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その18））

新潟米生産スマート化推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)	
新潟米生産 スマート化 推進事業		スマート 技術実践 支援	円	円	円	円	
		スマート 技術導入 支援					
計							

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他（ ）					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
新潟米生産スマー ト化推進事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その19））

年度カーボンニュートラル新潟農業事業補助金交付申請書

新潟県知事 様

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて交付金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名	事業概要	交付対象経費	負担区分				備考	
				自己資金		交付金	地方公共団体等による助成金		
					うち貸付金等		市町村		その他
			円	円	円	円	円	円	
計									

注1 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

注2 みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号（実績時は別記様式第7号）の様式A・B・Cに準じて作成すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他 ()					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その20））

年度新潟県有害鳥獣捕獲圧強化支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

対象鳥獣	被害防止計画の 捕獲計画数を超える 捕獲頭数（頭）	事業費 （県補助金）	捕獲時期	備 考
		円		
計				

3 収支予算（精算）

（1） 収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
計					

（2） 支出の部

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別記様式（事業主体における納税対応状況表）を添付

第1号様式（交付申請書（その21））

年度新潟県麻醉銃猟条件整備支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の目的

2 事業の計画（実績）

事業内容及び 事業量	事業費 (A)+(B)	負担区分		施行時期	備考
		県補助金 (A)	事業主体 (B)		

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 事業主体における納税対応状況

別記様式（事業主体における納税対応状況表）を添付

第1号様式（交付申請書（その22））

スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業実施 主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
一括発注タイプ			円	円	円	円	
技術カスタマイズ支援タイプ							
共同利用タイプ							
計							

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業実施主体					
その他（ ）					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
一括発注タイプ	円	円	円	円	
技術カスタマイズ支援タイプ					
共同利用タイプ					
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その23））

年度園芸産地化ステップアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

地区名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
			県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)		
		円	円	円	円		
合 計							

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
園芸産地化ステップアップ事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その24））

年度施設園芸セーフティネット加入促進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	地区名	事業主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
					県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)		
施設園芸セーフティネット加入促進事業				円	円	円	円		
計									

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
施設園芸セーフティネット構築事業への加入に係る積立金	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 添付資料 施設園芸用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知の写し（業務方法書別紙様式第6号）

第1号様式（交付申請書（その25））

年度環境保全型農業拡大緊急支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙

1 事業の計画（実績）

区分	事業主体	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
				県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)	
環境保全型農業 拡大緊急支援事業			円	円	円	円	
計							

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	年度予算額 (本年度精算額)	年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
環境保全型農業拡大緊急支援事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その26））

年度 県産大豆等作付拡大緊急支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名	事業内容	事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			施行時期	備考
				県補助金 (A)	事業主体負担 (B)	その他 (C)		
県産大豆等作付拡大緊急支援事業		作付拡大緊急支援事業	円	円	円	円		
		地域農業再生協議会作付拡大推進費						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体負担					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
作付拡大緊急支援事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 事業主体における納税対応状況

別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

第1号様式（交付申請書（その27））

年度国産小麦産地生産性向上事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

住 所
補助事業者名
（又は取組主体名）
代表者職氏名

年度において、（令和〇年〇月〇日付け第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容により、）別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

注 取組主体が交付申請する場合は（）内を記載

別紙

1 事業の計画（実績）

区 分	事業主体名（又は取組主体名）	事業内容	事業費	補助事業に要する（要した）経費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
					国庫補助金 (A)	事業主体負担 (B)	その他 (C)	
国産小麦産地生産性向上事業		小麦等の団地化推進	円	円	円	円	円	
		小麦等の先進的な営農技術の導入						
		小麦等の生産性向上に向けた機械・施設の導入等						
		小麦等の生産拡大の推進						
計								

注 消費税及び地方消費税に相当する額を仕入れに係る消費税相当額として控除できる事業主体は、備考欄に仕入れに係る消費税相当額を記入すること。

注 「機械・施設の導入等」の事業内容を取組主体が別に交付申請する場合はその旨を備考欄に記入すること。

2 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
事業主体負担					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国産小麦産地生産性向上事業	円	円	円	円	
計					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

令和 年 月 日

4 事業主体（取組主体）における納税対応状況
別紙様式（事業主体における納税対応状況表）添付

事業主体における消費税の納税対応状況表

市町村名 _____

事業主体名	予定の納税対応(納税対応の実績)	確認	消費税等仕入控除税額		
	1 課税売上げなし		該当なし		
	2 市町村の一般会計				
	3 免税事業者				
	4 納税義務者	(1) 簡易課税制度採用者		含む	
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超			
		(3) 一般事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式	
				(イ) 個別対応方式	a 共通用
b 非課税売上げ用					
c 課税売上げ用					
	イ 課税売上げ割合が95%以上		あり		
備考					

- (注) 1 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人又はみなし法人(※2)をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
- ※2 みなし法人
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税などの申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。
- 4 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く。)
なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

第1号様式の2（変更交付申請書）

年度 事業費
補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記により変更して実施したいので、補助金 円を 円に変更交付されたく、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別紙のとおり

注：別紙は、別記第1号様式の別紙に準じて作成するものとし、変更前後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記入すること。

第2号様式（計画変更承認申請書）

年度 事業
計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により、別紙のとおり計画を変更して実施したいので承認を受けたく、新潟県農産園芸費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う補助金 円の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
別紙のとおり

注1 別紙は、交付金交付申請書の別紙として提出した別記第1号様式の別紙及びその他必要な書類に準じて作成するものとし、変更前後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記入すること。

- 2 補助金の追加（減額）交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。

第3号様式（事業の中止・廃止承認申請書）

年度 事業
中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
下記のとおり中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県農産園芸費補助金交付要綱
第7の規定により申請します。

記

1 補助事業の中止（廃止）の理由

2 現在までの遂行状況

(1) 事業

(2) 経費

ア 経費の支出状況

交付 決定額	月 日現在 支 出 済 額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に 伴う不用額	
	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要する経費	補助金 の 額	補助事業に 要した経費	補助金 の 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の配分	左の内訳費目	補助事業に 要する経費	補助金の額	補助事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※支出済額と支出予定額に区分 して記載すること。

第4号様式（遂行状況報告書）

年度
遂行状況報告書

事業

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、新潟県補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業種目	事業 実施 主体	事業費	交 付 決定額	事業の遂行状況					備考
				月 日までに完了したもの			残事業		
				事業費	出来高 比較%	着工年月日	事業費	完了予定 年月日	
		円	円	円			円		
計									

第5号様式（実績報告書）

年度
実績報告書

事業

番
年

号
月

日

新潟県知事 様
（地域振興局長）

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、別紙のとおり実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

- 注
- 1 補助金の精算交付を必要としない場合は、「なお書き」を削除すること。
 - 2 別紙は、別記第1号様式の別紙に準じて作成すること。
 - 3 添付書類については、既に提出しているものに変更があった場合にのみ添付すること。
 - 4 軽微な変更があった場合においては、容易に対照比較できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

第 6 号様式（消費税等相当額報告書）

年度農産園芸費関係事業
消費税等仕入控除額報告書

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
新潟県農産園芸費補助金交付要綱第 11 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 新潟県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円
	うち国費分	円
	うち県費分	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を事業実施主体別に添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体の消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体の付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

第7号様式（概算払請求書）

年度
補助金概算払請求書

事業費

番 号
年 月 日

新潟県知事 様
(地域振興局長)

補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、
下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業種目	事業主体	事業費 A	交 付 決 定 額 B	既受領額		今回請求額		出来高 (年 月 日現在)		残高 B - (C+D)	事 業 完 成 了 予 定 年 月 日	備 考
				金 額 C	C/B	金 額 D	D/B	事業費 E	E/A			
			円	円	%	円	%	円	%	円		
計												

- 注 1 この請求書により概算払を請求するときは、知事が定めるところによる。
2 概算請求の有無にかかわらず、交付決定を受けたすべての事業について記載すること。